

令和7年度エイジフレンドリー補助金 Q&A

高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

また、各コースについては、間接補助金の予算額を定めております。予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがございます（それぞれのコースの予算額の内訳は「エイジフレンドリー補助金事業実施要領」をご確認ください）。

令和7年5月15日現在（初版）

目次

1	申請、請求での注意点及び交付決定通知書受理後の取り扱い	5
問1	どのようなものが補助の対象になりますか。	5
問2	申請、請求での注意点はありますか。	5
問3	交付決定されたが、請求時に支払われなかった事例はありますか。	5
問4	専門家による指導等を年間を通じて受けたいのですが、補助は受けられますか。	6
問5	交付決定通知書が届いた後、どのように進めれば良いでしょうか。	6
問6	交付決定通知書が届きましたが、諸般の事情により取組が実施できなくなってしまった場合、どのような手続きをすれば良いでしょうか。	7
2	補助対象事業者（申請者）の要件等	7
問7	社会福祉法人や医療法人のように、資本金又は出資がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。	7
問8	常時使用する労働者数は、どのように数えますか。	7
問9	労災保険の特別加入者（中小事業主等）は労働者と認められますか。	8
問10	一の事業者（雇用主）が、同じ年度内に複数回、補助金の交付申請をすることは可能ですか。	8
問11	複数のコースで補助金を申請したいのですが、可能ですか。	8
問12	工場の「作業現場」には60歳以上の労働者がいないのですが、工場の「事務室」には60歳以上の労働者がいる場合は、補助金を受けられますか。	8
問13	昨年度以前に補助を受けたことがあります、再度補助を受けられますか。	8
問14	申請書は、機器の販売業者、工事の施工業者や運動指導を実施する業者が代わりに作成して提出しても良いですか。	9
問15	「転倒防止や腰痛予防のための運動指導コース」での補助を申請しましたが、不交付とされました。別のコースでの補助の申請はできますか。	9
問16	今年1月に開設した事業場や新倉庫で使用するハンドリフトを導入したいのですが、補助金の交付を受けられますか。	9
3	総合対策コース	9

問 17 「エイジフレンドリー総合対策コース」では、どのような補助が受けられますか。 どのように申請すれば良いですか。.....	9
問 18 「総合対策コース」により補助を受け、専門家によるリスクアセスメントを受けた 結果、作業場の「段差の解消」に取り組むよう助言を受けました。過去に補助金を受け て別の場所の「段差の解消」を実施しているのですが、再度、専門家の助言を踏まえて 「段差の解消」のための補助金を受けられますか。.....	9
問 19 問 18 のような場合で職場環境の改善についての補助が受けられない場合、専門家による リスクアセスメントにかかった経費についても補助されないのですか。.....	10
問 20 「総合対策コース」では「専門家」によるリスクアセスメントを受ける場合に補助 金が交付されるということですが、「専門家」とはどのような者ですか。.....	10
問 21 専門家によるリスクアセスメントについて、リスクアセスメントには様々な手法が ありますが、どのような手法によるものが補助の対象となりますか。.....	10
問 22 専門家が、優先順位が高いと判断した労働災害防止の取組については、あらゆる取 組が補助の対象となるのですか。.....	10
問 23 リスクアセスメント結果で優先度が高いとされた職場環境改善の取組にはすべて補 助金が支払われますか。.....	10
4 職場環境改善コース	11
問 24 顧客や施設利用者が利用する施設・設備の改修等は補助の対象となりますか。..	11
問 25 シャッターガードや安全装具は補助の対象となりますか。.....	11
問 26 電動ドリルは対象となりますか。また、コンベアを導入するのですが、補助の対象 となりますか。.....	11
(1) 転倒・墜落防止対策.....	11
問 27 床に配線がむき出しになっているため、床を嵩上げて配線を床下に収納する工事 は、補助の補助対象となりますか。.....	11
問 28 介護施設の中に設けられた居室の出入口に大きな段差があるため、床を下げてフラ ットにする工事を行う場合、補助の対象となりますか。.....	11
問 29 滑り防止対策のための凍結防止装置はどのようなものが補助の対象になりますか。	11
問 30 転倒時の怪我のリスクを低減する設備・装備とはどのようなものが補助の対象にな りますか。.....	11
問 31 補助の対象となる「高所作業台」とはどのようなものですか。.....	12
問 32 屋外階段が滑りやすいので、滑り止めを施工したいのですが補助の対象になります か。.....	12
(2) 重量物取扱作業における労働災害防止対策.....	12
問 33 「重量物搬送機器・リフト」として補助の対象になるもの、ならないものはどのよ うなものですか。.....	12
(3) 介護施設、医療機関関連機器.....	12
問 34 介護施設等において、電動ベッドの購入は補助の対象となりますか。.....	12
問 35 介護施設等において、車いすは対象となりますか。.....	12
問 36 介護施設における浴室での入浴介助作業に対しては、どのような機器が補助の対象 となりますか。.....	12

問 37	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育が補助の対象となっていますが、具体的にはどのようなものが補助の対象となりますか。.....	13
(4)	熱中症予防対策.....	13
問 38	スポットクーラーやミストファンの導入については、どのような場合に補助の対象となりますか。.....	13
問 39	補助の対象となっている「WBGT 指数計」について、要件（具体的にどのようなものが補助の対象か）を教えてください。また、個数はいくつまで補助されますか。.....	13
問 40	体温を下げるためや、飲み物を冷やすための保冷剤の購入は補助の対象となりますか。.....	13
問 41	電動ファン付き作業服は対象となりますか。.....	14
問 42	熱中症対策のため、事業所の建物（屋根等）に遮熱性の高い塗料を塗布する工事は補助の対象となりますか。.....	14
(5)	その他の高年齢労働者の労働災害防止対策.....	14
問 43	営業用車両への踏み間違い防止装置の取り付けは補助の対象となりますか。...	14
問 44	作業場所が暗いので蛍光灯を変える場合の経費は、補助の対象となりますか。...	14
問 45	和式トイレを洋式トイレへ変更する経費については、補助の対象となりますか。...	14
問 46	新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費は補助の対象となりますか。.....	14
問 47	一人の労働者が、複数の作業場所で作業を行っており、作業場所ごとに機器等を購入・導入する場合は、複数の機器等を購入する費用は補助の対象になりますか。...	14
問 48	段差の解消などと違い、個人が着用する機器（例えば、アシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）は、個人ごとに効果が生じるもので、使い回すのも難しいため、労働者の人数分補助されますか。.....	14
4	転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース.....	14
問 49	運動指導コースの対象となる取組はどのようなものでしょうか。.....	14
問 50	オンラインにより専門家の指導等を受けたいのですが、補助の対象になりますか。.....	15
問 51	補助対象となる指導を行う「専門家等」はどのような者ですか。.....	15
問 52	身体機能のチェックは、いつ実施しなければなりませんか。.....	15
問 53	交付決定後、対象労働者の退職等により対象労働者が5人未満になった場合、身体機能のチェックや運動指導を実施しても補助金は交付されますか。.....	15
問 54	自社で雇用している理学療法士等の専門家に、同僚となる労働者への身体機能のチェックや運動指導を行わせる場合も補助の対象となりますか。.....	15
問 55	労働者に運動を行わせるため、ジムの回数券や割引券を配布するための経費は補助の対象になりますか。事業場にトレーニングマシーンを設置する経費は補助対象になりますか。.....	16
5	コラボヘルスコース.....	16
問 56	コラボヘルスコースに申請する上で注意点はありますか。.....	16
問 57	保険者へ事業主健診結果のデータを提供していることが確認できる書類は必要ですか。.....	16

問 58 「その他保険者へ事業主健診結果を提供していることを確認できる書類」とはどのようなものがありますか。.....	16
問 59 保険者へ事業主健診結果を提供するのに要する経費は、補助の対象になりますか。.....	16
問 60 「健康診断結果等を踏まえた産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等による禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等」及び「栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置」について、どのように取り組めばよいですか。.....	16
問 61 労働安全衛生法に基づく健康診断の実施に要する経費は、対象となりますか。...	17
問 62 「健康スコアリングレポート等を活用したコラボヘルスを実施するための健康診断等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入」について、どのような費用が補助の対象になりますか。パソコンやタブレット等の電子機器の購入、レンタル・リース費用は補助の対象になりますか。.....	17
問 63 健診結果からメタボの従業員が多いので、運動指導を行いたいのですが。.....	17
問 64 昨年は禁煙指導等の健康教育で補助金を受けましたが、今年は栄養・保健指導を行うことで申請は可能ですか。.....	17
問 65 メンタルヘルス対策に関する取組を行いたいのですが。.....	17
問 66 腰痛予防を目的とした運動指導はこのコースで対象となりますか。.....	18
6 その他	18
問 67 物品の購入や工事等はいつまでに行う必要がありますか。.....	18
問 68 他社から機器等を購入し、自社において当該機器等を据付けるための経費は、対象になりますか。.....	18
問 69 自社で雇用する理学療法士等の専門家等が、自社の労働者に対して実施する「転倒防止・腰痛予防の運動指導等」や「コラボヘルス」を実施する場合、その経費は補助対象となりますか。.....	18
問 70 過去に補助対象となっていた「危険個所への安全標識や警告灯等の設置」や「トラック荷台等の昇降設備の導入」は、令和7年度も補助の対象ですか。.....	18
問 71 社会保険労務士等が申請書類の提出を代行することはできますか。.....	18

1 申請、請求での注意点及び交付決定通知書受理後の取り扱い

問1 どのようなものが補助の対象になりますか。

答1 高年齢労働者の労働災害防止の対策のための、機器の購入、設備や施設の工事、専門家による指導を受けるなどの取組にかかる経費を補助します。具体的な対象については、リーフレットをご覧ください。

物品等のリースの代金は補助対象外です。

問2 申請、請求での注意点はありますか。

答2

＜補助金交付のルールについて＞

この補助金の交付を受けるためには、申請後、交付決定された後に、決定に従って取組を実施（機器の購入、設備等の工事や専門家による指導を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に購入や発注をしていた場合（支払い請求の審査時に、業者への発注書等の日付により確認します）は、補助金を支払うことはできませんので、十分注意してください。

また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金を支払うことができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金を支払い、期限までに事務局に実施報告と補助金の支払い請求を行ってください。

＜業者への支払いなどについて＞

ローンによる支払いや、手形、小切手による支払いは補助金の支給対象外です。

消費税、振込手数料は、補助金の対象にはなりません。

＜申請書の提出について＞

申請書類は郵送または宅配便で事務局へ送付ください。電子メールによる申請の受付はしておりません。

書類の提出日については、原則として消印で確認いたします。料金別納や料金後納による郵便の場合は、書類を封入した封筒に消印がありませんので到着日で判断いたします（宅配便の場合は発送伝票で受付日がわかる方法でご利用ください。）。この場合、提出期間終了後の到着となった際は受付できないことがありますのでご注意ください。

問3 交付決定されたが、請求時に支払われなかった事例はありますか。

答3 交付決定されても、必ず補助金が支払われるものではありません。交付決定後に決定内容のとおり補助対象となる取組を実施していない場合は、補助金をお支払いできません。

過去には、交付決定された取組内容と請求時に報告いただいた実際の取組内容が違うため支払いができない事例がありました。

また、補助金の交付決定や支払決定は申請書や実施報告書の資料の内容を審査して行います。資料に不備やルールに沿わない記述等がある場合には補助金を支払うことができません

ので、提出前に資料に不備がないか十分に確認してください。

【過去に資料に不備等があり支払いできなかった事例】

- ・実施報告書に添付いただく業者への発注書等の日付が空欄となっていた、発注書等の日付が交付決定日前になっていた 等
- ・実施報告書（添付資料含む）では、交付決定された実施計画のとおり取組が実施されたかが判断できなかった 等

※ 交付決定された実施計画のとおり取組が実施されていたか判断できない場合は追加資料の提出をお願いすることがあります。

問4 専門家による指導等を年間を通じて受けたいのですが、補助は受けられますか。

答4 本補助金の交付対象は、交付決定後から実施報告書及び精算払請求書の提出の最終締切日（令和8年1月31日）までに実施され、かつ、業者等に対し代金の支払いが済まされているものとなります。最終締切日を超えて引き続き実施されるような取組については、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

問5 交付決定通知書が届いた後、どのように進めれば良いでしょうか。

答5 交付決定通知書が届いた後、速やかに交付決定された実施計画のとおり取組を実施し、その後、期限（最終締切日：令和8年1月31日）までに「実績報告書及び精算払請求書」（様式3）により補助金の支払い請求してください。

手続き（必要な提出資料等）は、以下のとおりです。

① 「職場環境改善コース」の場合

ア 機器等の購入の場合

- （ア） 発注書（注文書）
- （イ） 発注先からの納品書
- （ウ） 発注先からの請求書
- （エ） 請求書に基づき代金を支払った銀行振込明細書等

イ 工事を伴う場合

- （ア） 工事請負契約書（発注書でも可）
- （イ） 契約の相手からの工事完了報告書（任意様式）
- （ウ） 契約の相手からの請求書
- （エ） 請求書に基づき代金を支払った銀行振込明細書等

② 「総合対策コース」「転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース」「コラボヘルスコース」により指導等を受ける場合

ア 専門家等への指導等の申し込み書類（申し込み控え）

イ 相手（専門家等）からの請求書

ウ 指導等を受けた実績報告書

- ・指導等を実施した講師の氏名及び資格
- ・指導等の実施場所及び日時、時間数（「転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース」「コラボヘルスコース」のみ）

- ・指導等を受けた労働者の人数及び実際の参加人数（「転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース」「コラボヘルスコース」のみ）
- ・指導等の内容、指導等の実施状況が分かる写真・使用したテキストの写し（「転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース」「コラボヘルスコース」のみ）
- ・身体機能のチェック票（参加者が10人未満の場合はその人数分、10人以上の場合は10人分の事前チェック票、最終チェック票）（「転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース」のみ）

エ 指導等の終了後、専門家等にその料金を支払った銀行振込明細書等

③ 「コラボヘルスコース」でシステムを導入した場合

ア 導入したシステム名を明記

イ 導入したシステムの内容が分かる書類を添付

発注書や申込書には必ず日付を入れてください。

なお、発注書等は任意の様式で結構です。なお、申請時に提出いただく見積書は、発注書等とはみなされません（交付決定前の資料となるため、問2のとおり、これを発注の資料とする場合は、補助金の交付ができません。また、例年、発注書等の日付が交付決定通知書の日付と同一のものが多く見受けられますが、これも不適切です。）。

取組の実施に当たっては、発注、納品、請求、支払い等は補助金の交付決定を受けたもののみについて行い、補助対象外のもの（自費購入分等）とまとめないようにしてください。取組が交付決定した範囲内かどうか確認できない場合は、補助金をお支払いできません。

上記の詳しい内容は、交付決定通知書（様式2）を郵送する際に同封いたします。

問6 交付決定通知書が届きましたが、諸般の事情により取組が実施できなくなってしまった場合、どのような手続きをすれば良いでしょうか。

答6 交付決定通知書の受理後、取組が実施できなくなった時点で、速やかにエイジフレンドリー補助金事務センターの申請担当まで電話にてご連絡ください。折り返し辞退届の様式をメールにより送付いたしますので、必ず手続きをお願いします。

2 補助対象事業者（申請者）の要件等

問7 社会福祉法人や医療法人のように、資本金又は出資がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。

答7 資本金又は出資のない場合は、常時使用する労働者数により判断します。医療・福祉を含むサービス業は、法人全体で100人以下であることが要件です。

問8 常時使用する労働者数は、どのように数えますか。

答8 企業全体（全ての事業所）の労働者数から、①日日雇い入れられる者、②二箇月以内の期間を定めて使用される者、③季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者、④試の使用期間中の者を除いて数えます。詳しくは下記参考を御確認ください。

【参考】

本補助金における「常時使用する労働者」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第 20 条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、同法第 21 条に該当しない者が「常時使用する従業員」に該当します。

＜労働基準法第 21 条＞

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

問 9 労災保険の特別加入者（中小事業主等）は労働者と認められますか。

答 9 労働者として認められません。

問 10 一の事業者（雇用主）が、同じ年度内に複数回、補助金の交付申請をすることは可能ですか。

答 10 できるだけ多くの中小企業事業者（雇用主）の取組を幅広く支援するため、一の事業者（雇用主）への補助金の交付は同一年度内に 1 回限りとします。なお、「総合対策コース」においては、専門家によるリスクアセスメントの指導と、その後の職場環境改善（機器の購入、施設の工事等）のそれぞれについて補助金の交付申請書を提出いただきますが、これらは、あわせて 1 回の交付申請とみなします（後述）。

問 11 複数のコースで補助金を申請したいのですが、可能ですか。

答 11 できません。

問 12 工場の「作業現場」には 60 歳以上の労働者がいないのですが、工場の「事務室」には 60 歳以上の労働者がいる場合は、補助金を受けられますか。

答 12 この補助金は、高年齢労働者の労働災害防止のための作業環境改善等の取組に対して補助金をお支払いするものです。高年齢労働者の労働災害のリスクの低減効果が認められない取組については、補助対象とはなりません（補助金の交付の可否について、業務内容も踏まえて審査します。）。

問 13 昨年度以前に補助を受けたことがあります、再度補助を受けられますか。

答 13 「総合対策コース」「転倒防止や腰痛予防のための運動指導コース」及び「コラボヘルスコース」による補助については、それぞれのコースで過去に補助を受けている場合には、同じコースを利用した補助は受けられません。

「職場環境改善コース」（令和5年度及び令和6年度は「高年齢労働災害防止対策コース」、令和4年度以前は本補助金（コースを問わない）による補助を過去に受けていた場合、別の「対策」（「転倒・墜落災害防止対策」「重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策」「暑熱な環境による労働災害防止対策」「その他の高年齢労働者の労働災害防止対策」）であれば、同コースを利用して補助を受けられます。例えば、昨年度「重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策」の補助を受けた場合、今年度も引き続き「重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策」について補助を受けることはできませんが、「転倒・墜落災害防止対策」について補助を受けることはできます。

問 14 申請書は、機器の販売業者、工事の施工業者や運動指導を実施する業者が代わりに作成して提出しても良いですか。

答 14 申請書の提出は、事業者（補助金を受ける労働者の雇用主）が行ってください。申請内容について不明な点等がある場合、事務局からの問い合わせは事業者（補助金を受ける労働者の雇用主）あてに行います。

問 15 「転倒防止や腰痛予防のための運動指導コース」での補助を申請しましたが、不交付とされました。別のコースでの補助の申請はできますか。

答 15 申請できます。

問 16 今年1月に開設した事業場や新倉庫で使用するハンドリフトを導入したいのですが、補助金の交付を受けられますか。

答 16 新しい事業場や新倉庫等への導入については、開設後1年の実績をみさせていただきますので補助金の交付対象外となります。

3 総合対策コース

問 17 「エイジフレンドリー総合対策コース」では、どのような補助が受けられますか。どのように申請すれば良いですか。

答 17 ①事業場に専門家を招き、高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントを受けるための経費と、②①によって専門家により優先度が高いと判断された職場環境改善の取組にかかる経費を補助します（①②ともに補助率は4／5）。

申請・補助の流れとしては、まず、①について補助金交付申請をしていただき、交付決定を受けて実施（専門家を招いてリスクアセスメントを受ける）し、優先度の高い労働災害防止対策についての判断を受けます。その後、①の専門家によるリスクアセスメント実施結果を添付して改めて②に関する補助金の交付申請をしていただき、交付決定を受けて実施（機器等の導入、工事の施工）します。①②の両方が終わったら、かかった経費についての補助金の支払いを請求してください。

問 18 「総合対策コース」により補助を受け、専門家によるリスクアセスメントを受けた結果、作業場の「段差の解消」に取り組むよう助言を受けました。過去に補助金を受けて別の場所

の「段差の解消」を実施しているのですが、再度、専門家の助言を踏まえて「段差の解消」のための補助金を受けられますか。

答 18 受けられません。ただし、「リフトの導入」など、異なる対策であれば補助金の交付を受けられます（問 13 をご覧ください）。

問 19 問 18 のような場合で職場環境の改善についての補助が受けられない場合、専門家によるリスクアセスメントにかかった経費についても補助されないのですか。

答 19 そのような場合でも、専門家によるリスクアセスメントにかかった経費については補助金の交付を受けることができます。

問 20 「総合対策コース」では「専門家」によるリスクアセスメントを受ける場合に補助金が交付されるということですが、「専門家」とはどのような者ですか。

答 20 「エイジフレンドリー総合対策コース」では、次の者を専門家として取り扱います。

- ・ 労働安全コンサルタント
- ・ 労働衛生コンサルタント

問 21 専門家によるリスクアセスメントについて、リスクアセスメントには様々な手法がありますが、どのような手法によるものが補助の対象となりますか。

答 21 専門家が実施するリスクアセスメントであること以外に、補助の要件はありません。ただし、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に示されているように、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクに係るリスクアセスメントが的確に行われる必要があります。このためには、「エイジアクション 100」を基にリスクの洗い出しを行った上で、挙げられた個々のリスクについて、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく手法による詳細なアセスメントが行われることが有効と考えられます。このフォーマットは、厚生労働省ウェブサイトで公開しています。

問 22 専門家が、優先順位が高いと判断した労働災害防止の取組については、あらゆる取組が補助の対象となるのですか。

問 22 あらゆる取組が補助対象となるものではありません。「職場環境改善コース」で補助対象となっている「転倒・墜落災害防止対策」「重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策」の取組が補助対象となります。

問 23 リスクアセスメント結果で優先度が高いとされた職場環境改善の取組にはすべて補助金が支払われますか。

答 23 「エイジフレンドリー総合対策コース」による補助金は、専門家によるリスクアセスメントを受ける経費及びその結果優先度が高いと判断された職場環境改善の取組にかかる経費の、4／5、最大 100 万円補助金を交付します（機器の購入や設備工事ごとに支給するものではありません。）。

【例】

- ・ 専門家によるリスクアセスメントを受ける経費：20 万円
 - ・ 優先度が高いと判断された取組として①段差の解消：20 万円、②床の改修：50 万円、③リフトの導入：80 万円
- 総額 170 万円、その 4／5 は 136 万円、補助金は 100 万円

4 職場環境改善コース

問 24 顧客や施設利用者が利用する施設・設備の改修等は補助の対象となりますか。

答 24 この補助金は、高年齢労働者の労働災害防止等を目的とした補助金であるため、主として顧客や施設利用者が利用する施設や設備の改善等は、補助の対象になりません。

問 25 シャッターガードや安全装具は補助の対象となりますか。

答 25 法令に基づき事業者が導入すべき安全機器や安全装具は補助の対象になりません。

問 26 電動ドリルは対象となりますか。また、コンベアを導入するのですが、補助の対象となりますか。

答 26 工具、生産機器、事務用機器、生産ライン（コンベア含む）は補助の対象になりません。

（１） 転倒・墜落防止対策

問 27 床に配線がむき出しになっているため、床を嵩上げて配線を床下に収納する工事は、補助の補助対象となりますか。

答 27 対象になりません。

問 28 介護施設の中に設けられた居室の出入口に大きな段差があるため、床を下げてフラットにする工事を行う場合、補助の対象となりますか。

答 28 労働者が出入りする部屋の段差解消であれば、対象となります。

問 29 滑り防止対策のための凍結防止装置はどのようなものが補助の対象になりますか。

答 29 労働者（自社の社員）が利用する通路（事業場敷地内に限る）における積雪や気象による凍結を防止するための電熱マット等が対象になります。通路以外の場所や、主として労働者ではない顧客や施設利用者が利用する通路や凍結防止装置は対象になりません。

問 30 転倒時の怪我のリスクを低減する設備・装備とはどのようなものが補助の対象になりますか。

答 30 労働者が万が一転倒してしまった場合にも、骨折等の怪我をしにくくする設備や装備が対象となります。なお、製品の特長として「転倒時の怪我のリスクを低減する」旨が明示されている必要があります。

問 31 補助の対象となる「高所作業台」とはどのようなものですか。

答 31 2メートル未満の高い場所における作業を行うための、囲いや手すりが付属した昇降装置を具備する作業台をいいます。2メートル以上の高さにおける高所作業を行うための高所作業車等は補助対象となりません。

また、トラックで高所作業台を使用する場合も、補助対象となりません。

問 32 屋外階段が滑りやすいので、滑り止めを施工したいのですが補助の対象になりますか。

答 32 現時点で滑り止めが施工されていない階段は対象になりますが、施工されている滑り止めが老朽や劣化している場合は対象となりません。なお、申請の際に滑り止めの素材が確認できるカタログ等の写しを添付してください。

(2) 重量物取扱作業における労働災害防止対策

問 33 「重量物搬送機器・リフト」として補助の対象になるもの、ならないものはどのようなものですか。

答 33 高年齢労働者の身体機能の低下を補う機器が補助対象となります。高年齢労働者に限らず、その機器がないと業務ができないようなものは、補助対象となりません。

○補助対象となるもの	×補助対象とならないもの
・ハンドリフト ・チェンブロック（ホイスト含む）	・クレーン※ ・乗用フォークリフト ・テールゲートリフター ・自動車整備用リフト

※ここでのクレーンは、労働安全衛生法に規定するクレーンであり、つり上げ荷重0.5トン以上のクレーンのことです。

(3) 介護施設、医療機関関連機器

問 34 介護施設等において、電動ベッドの購入は補助の対象となりますか。

答 34 この補助金は、高年齢労働者の労働災害防止対策の促進のための補助金です。電動ベッドは、高年齢労働者の労働災害防止効果と、と被介助者側の負担軽減、介護サービス向上の効果の区別が困難であるため、補助対象としていません。このような考え方から、例えば、電動昇降機能、電動背起こし機能つきベッド、褥瘡防止ベッド、マットやベッド付属の見守り装置、体重測定装置等も補助の対象外としています。

問 35 介護施設等において、車いすは対象となりますか。

答 35 スライディングボードを使用する際に必要な機能として片ひじが外せるなど、高年齢労働者の身体的負担軽減に効果がある機能を有する介助式車いすについては、補助対象となります。

問 36 介護施設における浴室での入浴介助作業に対しては、どのような機器が補助の対象となり

ますか。

答 36 入浴用ストレッチャー、リフトやこれらに対応した浴槽、自動浴槽等が補助の対象となります。

問 37 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育が補助の対象となっていますが、具体的にはどのようなものが補助の対象となりますか。

問 37 労働者に外部講師による研修を受講させるのにかかる経費（講師謝金やテキスト代）が補助の対象となります。労働者が外部での研修を受講するために移動するといった場合の旅費は対象となりません。講師の要件に定めはありませんが、メーカー等による単なる機器の使用法のための教育は対象ではなく、ノーリフトによる職員の労働衛生管理が研修のカリキュラムに含まれているものが補助の対象となります。

（４） 熱中症予防対策

問 38 スポットクーラーやミストファンの導入については、どのような場合に補助の対象となりますか。

答 38 屋外または労働安全衛生規則第 606 条の温湿度調整を行ってもなお室温 31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業での作業に 60 歳以上の高年齢労働者が就いている場合、その労働者の作業環境を改善するためにこれらの機器を導入する場合に補助の対象となります。なお、温湿度調整を行っても室温 31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を下回らないことを御説明いただく必要があります（例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）。

＜参考：労働安全衛生規則＞

（温湿度調節）

第六百六条 事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

問 39 補助の対象となっている「WBGT 指数計」について、要件（具体的にどのようなものが補助の対象か）を教えてください。また、個数はいくつまで補助されますか。

答 39 「JIS B 7922」に準拠している製品が補助の対象となります。そのことが分かる資料（カタログ等の仕様等の部分）を添付してください。1 事業者につき、1 個までが補助の対象となります。

問 40 体温を下げるためや、飲み物を冷やすための保冷剤の購入は補助の対象となりますか。

答 40 対象となりません（首に巻く・当てるタイプの保冷剤も補助の対象となりません。）。ただし、効率的に身体冷却を行うために必要な機器（アイススラリーや保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー（※））の購入は補助の対象となります。

※-20℃程度で保冷できる機器で、最大 400L までのもの

問 41 電動ファン付き作業服は対象となりますか。

答 41 熱中症のリスクの高い暑熱作業のある作業場及び屋外作業において使用する電動ファン付き作業服（体温を下げる機能があるもの）は補助の対象となります。なお、補助の対象となるのは高年齢労働者の人数分のみとなります。

問 42 熱中症対策のため、事業所の建物（屋根等）に遮熱性の高い塗料を塗布する工事は補助の対象となりますか。

答 42 対象外です。

（５） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

問 43 営業用車両への踏み間違い防止装置の取り付けは補助の対象となりますか。

答 43 自社名義車両への後付けによりを対象とします。ただし、新車購入時のオプション購入による取付、リース車への取り付けは対象となりません。

問 44 作業場所が暗いので蛍光灯を変える場合の経費は、補助の対象となりますか。

答 44 照明器具等の変更は補助の対象外です。

問 45 和式トイレを洋式トイレへ変更する経費については、補助の対象となりますか。

答 45 トイレの改修費用は補助の対象外です。

問 46 新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費は補助の対象となりますか。

答 46 対象となりません。

問 47 一人の労働者が、複数の作業場所で作業を行っており、作業場所ごとに機器等を購入・導入する場合は、複数の機器等を購入する費用は補助の対象になりますか。

答 47 対策に関わる高年齢労働者の人数分を上限として補助します。重量物搬送機器・リフトの導入を例にとると、重量物取り扱い作業を実施する高年齢労働者が１人である場合、その作業場所が複数ある場合でも、補助は１個までとします。

問 48 段差の解消などとは違い、個人が着用する機器（例えば、アシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）は、個人ごとに効果が生じるもので、使い回すのも難しいため、労働者の人数分補助されますか。

答 48 労働者ごとに効果が生じる対策については、対策に関わる人数分に限り補助します。

4 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

問 49 運動指導コースの対象となる取組はどのようなものでしょうか。

答 49 全ての労働者を対象とし「転倒防止」「腰痛予防」を目的とし、以下をすべて実施する場合に補助します。なお、補助対象となるのは、役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります。

- ① 専門家が対象労働者に対して身体機能のチェックを実施し、評価する
※身体機能チェックはエイジフレンドリーガイドライン別添の転倒等評価セルフチェック票等によること
- ② 専門家が①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導を実施する
- ③ 対象労働者の身体機能の改善効果を見るため、改めて①（専門家による身体機能の実施・評価）を実施する

なお、補助対象となるものは、専門家が対面により①～③を実施するものに限ります。また、専門家の資格を有していない者によるものは補助対象外です。

問 50 オンラインにより専門家の指導等を受けたいのですが、補助の対象になりますか。

答 50 オンラインにより指導等を受けるものは補助しません（対面に限ります。）。

問 51 補助対象となる指導を行う「専門家等」はどのような者ですか。

答 51 次の資格者等を本コースにおける「専門家等」として取り扱います。

- ・ 医師
- ・ 健康運動指導士／健康運動実践指導者
- ・ THP ヘルスケア・トレーナー／THP 運動指導担当者
- ・ 理学療法士・作業療法士
- ・ 柔道整復師
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり・きゅう師（一定の機能訓練指導の実務経験を有する者）
- ・ 転倒予防指導士（転倒予防の運動指導等に限る）
- ・ アスレティックトレーナー
- ・ 労働安全・衛生コンサルタント 等

問 52 身体機能のチェックは、いつ実施しなければなりませんか。

答 52 最初に専門家による運動指導を受けた後、1 カ月間隔程度で継続的に専門家による事後のチェックを受けてください。

なお、例えば 10 月に申請した場合、交付決定通知は 12 月となることから、事後チェック及び業者への支払い実施報告・支払請求の締切日に間に合わないこともありますので、余裕を持って早めに取り組んでください。

問 53 交付決定後、対象労働者の退職等により対象労働者が 5 人未満になった場合、身体機能のチェックや運動指導を実施しても補助金は交付されますか。

答 53 要件を欠いているため、実施しても補助金の支払いはできません。

問 54 自社で雇用している理学療法士等の専門家に、同僚となる労働者への身体機能のチェックや運動指導を行わせる場合も補助の対象となりますか。

答 54 自社内での取組は補助の対象となりません。また、これを回避するため、複数の企業が、自

社の専門家を交換派遣するような形で労働者への身体機能のチェックや運動指導の実施を行わせるような場合も補助対象となりません。

問 55 労働者に運動を行わせるため、ジムの回数券や割引券を配布するための経費は補助の対象になりますか。事業場にトレーニングマシーンを設置する経費は補助対象になりますか。

答 55 いずれも補助の対象となりません。

5 コラボヘルスコース

問 56 コラボヘルスコースに申請する上で注意点はありますか。

答 56 コラボヘルスコースでは、申請時において、事業者が労働安全衛生法に基づき実施した健康診断（事業主健診）の結果を保険者に提供している必要があります。また、このコースでは健康器具など物品の購入はできませんのでご注意ください。

問 57 保険者へ事業主健診結果のデータを提供していることが確認できる書類は必要ですか。

答 57 必要です。保険者が発行する事業所カルテ・健康スコアリングレポート、受領書、健診結果を保険者に提供することについての健診機関への同意書・契約書、その他保険者へ事業主健診結果を提供していることを確認できる書類をご用意ください。

なお、保険者が事業所カルテ等を発行していない場合その他提出できない場合はその理由を「様式 1（別紙）⑨」の「その他、備考欄」に記載してください。

問 58 「その他保険者へ事業主健診結果を提供していることを確認できる書類」とはどのようなものがありますか。

答 58 具体的には次のような書類になります。

- ① 全国健康保険協会（通称：協会けんぽ）や健康保険組合が実施する「生活習慣病予防健診」を受診している場合
 - ・ 保険者が事業主に発行している「生活習慣病予防健診対象者一覧」の写し
 - ・ 当該健診を受診していることが確認できる書類（請求書の写しまたは健診結果の写し）
- ② 健診機関の問診票（健診結果を保険者に提出する旨の同意欄が記載されているもの）の写しと当該健診の費用の請求書の写し

問 59 保険者へ事業主健診結果を提供するのに要する経費は、補助の対象になりますか。

答 59 対象になります。ただし、本補助金の交付決定後に保険者へ事業主健診結果を提供するのに要した経費に限られ、対象となるのは、事業主健診結果の電子化を外部に発注した場合に受注者から請求される代金、健診機関を経由して保険者へ事業主健診結果を提供するために健診機関から請求される代金です。自社の人件費は含まれません。対象経費に該当するかどうかご不明な場合はお問合せください。

問 60 「健康診断結果等を踏まえた産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等による禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等」及

び「栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置」について、どのように取り組めばよいですか。

答 60 まず、保険者が提供する全体平均や業態平均とデータを比較することによって自社の労働者の健康状態等を把握するための資料（一例として、事業所カルテや健康スコアリングレポート※があります。）を活用し、自社の健康課題を把握してください。もし、保険者がそうした資料を提供していない場合は、自社の健康課題について保険者からアドバイスを受ける等により、自社の健康課題を把握してください。その上で、自社において必要と考える事業を計画してください。

※ 事業所カルテ・健康スコアリングレポートとは、保険者が提供する全体平均や業態平均とデータを比較することによって自社の労働者の健康状態等を把握するための資料です。保険者によって名称は異なることもあります。

問 61 労働安全衛生法に基づく健康診断の実施に要する経費は、対象となりますか。

答 61 対象となりません。

問 62 「健康スコアリングレポート等を活用したコラボヘルスを実施するための健康診断等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入」について、どのような費用が補助の対象になりますか。パソコンやタブレット等の電子機器の購入、レンタル・リース費用は補助の対象になりますか。

答 62 健康診断等の電磁的保存及び管理を機能として有する健康管理システムについて、その導入のための初期費用が対象になります。例えば、導入後の月額利用料は対象となりません。また、パソコンやタブレット等の電子機器の購入、レンタル・リース費用は対象になりません。

問 63 健診結果からメタボの従業員が多いので、運動指導を行いたいのですが。

答 63 メタボ対策としての運動指導であればコラボコースになりますが、転倒防止や腰痛予防としての運動指導は運動指導コースになりますので、社内や講師と検討のうえ申請してください。また、いずれのコースであっても、申請にあたっては、本 Q&A の「4 転倒防止や腰痛予防のための運動指導コース」の項目も確認ください。

問 64 昨年は禁煙指導等の健康教育で補助金を受けましたが、今年は栄養・保健指導を行うことで申請は可能ですか。

答 64 一度コラボヘルスコースの補助を受けられた場合、コラボヘルスコースの申請はできません。

問 65 メンタルヘルス対策に関する取組を行いたいのですが。

答 65 メンタルヘルス対策に関する取組は単独では申請できません。他の内容の健康教育・研修等とともに申請いただく必要があります。

問 66 腰痛予防を目的とした運動指導はこのコースで対象となりますか。

答 66 腰痛予防を目的とする場合は「転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース」から申請いただく必要があります。

6 その他

問 67 物品の購入や工事等はいつまでに行う必要がありますか。

答 67 交付決定後、速やかに物品の購入、施工、取組等を実施し、実績報告書及び精算払請求書を提出いただく必要があります。令和8年1月31日までに実績報告書及び精算払請求書の提出がされない場合には、補助金の支払いが出来ませんのでご注意ください。

問 68 他社から機器等を購入し、自社において当該機器等を据付けるための経費は、対象になりますか。

答 68 自社において機器等を据付けるための経費は、材料費を含め対象外です。

問 69 自社で雇用する理学療法士等の専門家等が、自社の労働者に対して実施する「転倒防止・腰痛予防の運動指導等」や「コラボヘルス」を実施する場合、その経費は補助対象となりますか。

答 69 補助対象外です。

問 70 過去に補助対象となっていた「危険箇所への安全標識や警告灯等の設置」や「トラック荷台等の昇降設備の導入」は、令和7年度も補助の対象ですか。

答 70 エイジフレンドリー補助金の補助対象は、直近の労働災害発生状況や予算額等を勘案して年度ごとに見直し行っています。そのため、過去に補助対象であった取組であっても、令和7年度は補助対象とならないこともありますのでご注意ください（例えば次のような取組が対象外となっております）。

例① 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置

例② 防滑防止の靴

例③ トラック荷台等の昇降設備の導入

例④ 事務室や作業場へのエアコン（工場扇等を含む）の設置

問 71 社会保険労務士等が申請書類の提出を代行することはできますか。

答 71 社会保険労務士等による申請書類の提出代行はできません。

※ 本補助金は、中小企事業者自らが責任をもって、エイジフレンドリー事務センターに申請をするものです。